

水道使用料金表

料金は、次の表により算定した基本料金と従量料金の合計額に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

種別	用途	使用料金表	
		基本料金1月につき	従量料金1月1立方メートルにつき
専用給水装置	家事用	基本水量8立方メートルまで 1,200 円	9立方メートルから 20 立方メートルまで 185 円 21 立方メートルから 35 立方メートルまで 225 円 36 立方メートルから 50 立方メートルまで 250 円 51 立方メートル以上 260 円
	団体 営業用	基本水量 10 立方メートルまで 2,100 円	11 立方メートルから 30 立方メートルまで 255 円 31 立方メートルから 80 立方メートルまで 295 円 81 立方メートル以上 320 円
	浴場 営業用	基本水量 100 立方メートルまで 21,000 円	101 立方メートル以上 120 円
	臨時用		1立方メートルにつき 410 円
	その他用	基本水量 10 立方メートルまで 2,100 円	11 立方メートルから 30 立方メートルまで 255 円 31 立方メートルから 80 立方メートルまで 295 円 81 立方メートル以上 320 円
私設 消火栓	演習用	1基1回 10 分間ごと 2,100 円	
連合専用 給水装置	連合専用	全戸数が家庭用の場合は、使用水量を各戸が平均に使用したものとみなし、家事用で算定する。ただし、雑居ビル等は家事用の戸数で除し、1戸平均が 25 立方メートルまで使用した場合は家事用で、25 立方メートルを超える水量については営業用で徴収する。なお、空き家が生じても戸数とみなす。	

ア 家事用とは、専ら家庭用水として日常生活の用途に水道を使用する場合をいう。

イ 営業用とは、営業又は営業に付随する用途に水道を使用する場合をいう。

ウ 団体用とは、官公署、学校、公共団体及びこれらに準ずる用途に水道を使用する場合をいう。

エ 浴場営業用とは、一般公衆浴場営業の用途に水道を使用する場合をいう。

オ 臨時用とは、工事、興行、売店等短期間臨時用に水道を使用する場合をいう。

カ その他用とは、家事用、営業用、団体用、浴場営業用又は臨時用以外の用途に水道を使用する場合をいう。

キ 連合専用とは、共同住宅等、2戸（世帯）以上で市が設置した量水器のみで計量、集金する場合で、連合専用給水装置の届出を行った場合をいう。

※ この料金表は、令和元年 11 月分料金から適用されます。

下水道使用料 料金表

使用料の額は、毎使用月（その始期及び終期は、規程で定める。）において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表により算定した基本使用料と超過使用料の合計額に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。この場合において、その額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

基本使用料	超過使用料（1 立方メートルにつき）	
	汚水量	金額
300 円	1 立方メートルから 20 立方メートルまで	60 円
	21 立方メートルから 30 立方メートルまで	100 円
	31 立方メートルから 50 立方メートルまで	145 円
	51 立方メートル以上	160 円

※ この料金表は、令和 6 年 4 月分料金から適用されます。

[料金等に関するお問い合わせ](#)

豊見城市上下水道料金窓口

TEL 098-850-0026